

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)
規制の名称	営業許可制度の見直し
規制の区分	改正案
担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
評価実施時期	令和元年5月
規制の目的、内容及び必要性	平成30年6月に成立した食品衛生法等の一部を改正する法律(改正法)により新たに営業届出の制度が導入されることも踏まえ、食品衛生法施行令(施行令)において、食品の製造、加工及び販売等の実情に照らし、営業許可の対象業種の新設、統合及び廃止を行う。 この見直しが行われない場合、公衆衛生上のリスクに応じた営業者への監視指導が行えず、健康被害を生じさせるおそれがある。 なお、営業許可の対象業種として新設されるものに関しては規制の拡充となるが、営業届出の対象業種に移行する業種に関しては規制の緩和に当たる。
直接的な費用の把握	遵守費用として、新たに許可業種の対象となる営業者については、許可の関係書類の作成事務の費用、都道府県等に対する許可手数料の負担が発生する。ただし、申請手続の電子化が行われることや、従来条例に基づく手数料徴収が広く行われていた実態があることから、追加的な費用の発生は一定程度抑制されるものと考えられる。 また、営業許可業種の見直し後も都道府県等による監視指導は引き続き行われることから、営業許可の対象業種でなくなる業種であってもモニタリングの費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	現代の食品の製造、加工及び販売等の形態に即した営業許可の対象業種の見直しが行われることで、効率的な監視指導が可能となり、食中毒等のリスクの低減につながることを期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案を導入した場合、新たに営業許可の対象となる営業者にとって一定の遵守費用が発生することが見込まれるが、既に条例に基づく許可等の対象となっている営業者が一定程度存在することなどから、その費用は一定程度抑制されることが考えられ、現代の食品の製造、加工及び販売等の形態に即した営業許可の対象業種の見直しが行われることで、効率的な監視指導が可能となり、食中毒等のリスクの低減につながるという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	食品衛生法は、政令で定める公衆衛生上のリスクの高い業種について、施設基準に基づく都道府県知事等の営業許可を義務付けており、代替案は想定されない。
その他の関連事項	大臣官房生活衛生・食品安全審議官の私的懇談会として設置された食品の営業規制に関する検討会(平成30年8月～平成31年4月)において、有識者、地方自治体の担当者及び事業者団体等から意見を聴取し、任意の意見公募手続も経た上で、平成31年4月末に取りまとめを行った。取りまとめでは、具体的な許可業種の見直しの考え方に加え、今後の検討課題として小規模零細事業者の負担への配慮や、事業継続に支障を及ぼさないよう配慮すべきなどの留意点が示されている。
事後評価の実施時期等	改正法の施行後5年を目途として、改正法の規定による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。